

授業料免除の審査について

【ご意見】（投稿日：2017年7月25日）

授業料免除に関して意見を申し上げたいです。

私は昨年度後期より今年度7月初めまで海外に留学していたのですが（京大のプログラムではありませんが）、今年度前期分の授業料免除の審査結果が「免除不許可」でした。昨年度後期は休学していたのですが、前期は教育実習の履修登録だけのために復学しなければならず、前期期間中実質不在で全く授業を受けられていないにも関わらず授業料の納入を求められるという今の状況に至りました。

現在の授業料免除の審査過程には柔軟性がなさすぎるのではないのでしょうか。授業料免除は、各家庭の収入のみを審査の対象にすることで可否の判断を「フェア」で簡潔なものにしているのかもしれませんが、申請から結果通知まで3ヶ月もかかるのであれば、もっと個々の学生の抱えた背景に目を向けることもできるのではないのでしょうか。私が学部で入学した5年前には、申請に至った経緯などを説明する欄も設けられていたと記憶しているのですが、そういったことは効率を考えて加味されないようになってしまったのでしょうか。

もし効率を優先して各家庭の収入や世帯構成員の数のみを元に免除結果をふるい分けるのであれば、結果通知をもっと早く出来ないものかとも思います。一期分の授業料でも、一学生が工面するのはそう簡単なことではありませんから。

ご検討よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2017年8月9日）

（教育推進・学生支援部学生課奨学掛）

貴重なご意見をありがとうございます。

実際に授業を受けていないにも関わらず授業料を納入しなければならないという貴殿の状況は、意に沿わないところであるかもしれませんが、しかし「授業料」は、その名称が本当に適切であるかどうかはともかく、正課の授業だけでなく、それ以外の勉学環境の提供をも含んで設定されているものですから、在籍している以上（休学中を除く）納入いただくのが授業料の性格となっています。

また、この授業料を免除する制度は「経済的理由などにより授業料を納入することが困

難な学生に対して」設けられているもので、この経済的理由の根拠としては、やはり、ご家庭の経済的状況を審査の対象とせざるを得ません。記入されたご家庭の状況については、なるべく実際の状況を審査に反映するために、収入の額だけではなく、家計の急変や長期療養等にも詳しく目を通しております。また、現在の授業料免除申請システムにおいても「免除を希望するに至った家庭事情について」の項目に自由記述欄を設けており、記入された内容で経済的理由のものについては、それを証明できる書類等で確認を行ったうえで、審査に反映されています。

さらに、授業料免除の申請から結果通知まで時間を要することについてのご意見に関しましては、出来る限り時間を短縮するように努めてはいますが、年間8,000名を超える申請者があり、約3ヶ月の時間を要しているのが現状です。全申請者を公平な基準で審査するように心がけておりますので、この点ご理解いただきますようお願いいたします。